

川越都市計画生産緑地地区の変更案（川越市決定）

- 1 都市計画生産緑地地区中川越・本庁第31号生産緑地地区ほか6地区を次のように変更する。
- 2 都市計画生産緑地地区中川越・名細第28号生産緑地地区を次のように追加する。
- 3 都市計画生産緑地地区中川越・南古谷第43号、川越・高階第96号川越・名細第25号生産緑地地区を廃止する。

名 称	面 積	備 考
川越・本庁第31号生産緑地地区	約0.08ha	1
川越・南古谷第18号生産緑地地区	約1.51ha	1
川越・高階第20号生産緑地地区	約0.09ha	1
川越・高階第118号生産緑地地区	約0.22ha	1
川越・高階第125号生産緑地地区	約0.16ha	1
川越・福原第14号生産緑地地区	約1.36ha	1
川越・霞ヶ関第20号生産緑地地区	約0.42ha	1
川越・名細第28号生産緑地地区	約0.12ha	2

[位置及び区域は変更概要図表示のとおり]

理 由

生産緑地法第14条の規定に基づく行為制限の解除、登記による地積更正及び既決定の生産緑地地区に介在する農地の新たな指定などにより、都市計画生産緑地地区を本案のとおり変更するものである。